

第十四編

土木教育

## 第一章 緒 言

明治維新以前に於いては諸藩割據し、各武を研ぎ、文を勵み、互に他藩に劣らざることに努めたるも、其の教育の方法、多くは個人教育を主とし、隨つて土木技術に關する教育も、其の技の優秀なるものに師事して其の教を受け、即ち徒弟教育に依りて達成し、築城を始め幾多の土木工事の如きは、是等師承者によりて實行せられたるもの如し。今、是等の事實を調査せんとするも、考證資料を得ること頗る困難にして、到底完全なる結論を致し難く、且、本史の目的は、明治年代の事實を記述するにあるを以て、維新以前のことを見き、尙ほ其の後に於いても學校教育にのみ限定せり。然るに普通教育は、學校教育以外に養成所或は學塾等、地方色的小規模に訓育を施したるものあるべく、又特志家に依りて行はれたるものもあるべく、即ち其の一例を舉ぐれば、天龍川治水に對し、金原明善は家資六萬千餘圓を擲ち治水の資に供し、家屋を治水講究所に充てて生徒を涵育し、水利を講じ、技師を養成して海外に留學生を派したる如き、是等の事蹟は、一々全國的に互り盡くす能はざるを以て、省略して記載せざることとせり。

## 第二章 高等教育

明治維新直後に於いては、諸般の事業未だ其の緒に就かず、隨つて急を要する土木事業は、先づ斯の道に堪能なる外人を聘して之に當らしめ、一方高等教育としては、幕府の蕃書調所より漸次發達せし東京大學理學部に、土木學科の授業を開始し、且、歐米各國に留学生を送り、次に工部省は工部大學校を創立し、留學歸朝者と共に、以上兩校より出づる卒業生を以て、漸次外人に代り土木工事を遂行することとなれり。此の期間は、所謂高等教育の創始時代なりとす。鐵道方面に於いても亦、此の時期に鐵道建設に關する技術者の養成を行ひたり。

東京大學の工藝學部と工部大學校とは、明治十九年三月合併して、帝國大學工科大學となれり。

札幌農學校に於いても、開拓に密接の關係ある土木工學の授業を開始せり。後に實業專門學校程度となれり。

明治二十七、八年戰役後、諸般の事業頓に勃興したる爲、技術者の要求其の動機となり、嘗て政府が關西の地に大學設立の方針は實現し、茲に京都帝國大學の創立となれり。是より先、京都なる第三高等學校に法・醫・工の三學部を設置し、其の工學部に於いて土木工學の教育を施せしも、一箇年にして中止せり。是蓋し京都帝國大學の實現せし爲めならんか。然して技術者の要求猶ほ頻りなりと雖も、大學の増設亦、容易ならず。且、普通教育と高等教育との懸隔に甚しきものある爲、其の中庸教育として、少しく年限を短縮し、第三高等學校工學部の例に従ひ、熊本に第五高等學校工學部の創立となり、後之を改めて熊本高等工業學校とせり。次いで名古屋、仙臺に、亦、大正年代に入りて金澤、德島、山梨に土木工學科を有する此の種の學校の増設を見るに至れり。

### 第一節 東京大學

東京帝國大學は元、帝國大學と稱し、東京大學工部大學校及び、東京農林學校を合併して成れるものなり。今、其の起原を敍すれば、東京大學は法・理・醫・文の四學部より成れるものにして、法・理・文の三學部は、徳川幕府の蕃書調所に濫觴し、後、洋書調所と稱し、更に開成所と改稱し、維新の際朝廷之を收めて再興し、明治二年大學を昌平坂に置くに當り、之に隸して大學南校と改め、同四年七月文部省立つに迨びて更めて其の所管に歸し、大學の二字を刪り、單に南校と稱し、同五年新に學區の制を定むるに際し、本校を第一大學區第一番中學と爲し、同六年に開成學校と改稱し、尋いで囊きに經營する所の神田錦町三丁目の營築成るを以て此處に移し、同七年更に校名に東京の二字を冠し、同十年四月始めて東京醫學校と合し、東京大學となす。乃ち本校を法學部・理學部・文學部に分ち、理學部内に機械工學科・土

木工學科・採礦冶金學科及び應用化學科を置き、同十一年第一回土木工學科卒業生を出したり。之本邦大學より土木工學科の工學士を出したる始めなり。

是より先き明治八年に第一回の文部省官費留學生を派遣す。法學生として小村壽太郎、菊池武夫、鳩山和夫の三名、化學生として松井直吉、長谷川芳之助の二名、英國に留學す。又工學生として原口要、平井晴二郎、(以上土木)、南部球吾の三名は米國に、古市公威(土木)は佛國に、安藤清人は獨逸に留學せり。同九年に第二回の留學生を送る。法學生としては穂積陳重、岡村輝彦、向坂兌の三名、化學生としては櫻井錠二、杉浦重剛の二名、工學生としては關屋清景、谷口直實、山口半六、沖野忠雄(土木)の四名にして、此の内、山口、沖野兩名は佛國に、他は英國に留學せり。

明治十七年十二月二十五日、理學部中の機械工學・土木工學・採礦冶金學・應用化學等の諸學科を分割して、更に工藝學部を置きたり。

明治十九年三月一日、勅令第三號、帝國大學令の公布に依り帝國大學設置迄に於ける土木工學科の卒業生は三十名に達せり。

## 第一節 工部大學校

工部大學校は、明治四年八月工部省に於いて工學寮を置き、虎ノ門内、舊延岡邸内に工學校を設置せしに基因す。同十年一月十一日工學寮を廢し、工學校を改めて工部大學校と稱す。工部省が工學寮を設立したるは、所管諸寮に必要なる應用工學生を陶冶するに在り。其の諸寮とは、鐵道・鑛山・電信・燈臺工作等にして、學修する科目は、文部省に於いて學理を主とするものと異り、實地と學理を併せ課し、孰れも大學程度にして豫科(此の時代は高等學校なし。高等學校程度を豫科と稱す)。二箇年、本科(大學程度)四箇年を通じて六箇年の修學年限とす。學科は土木・造家・電氣・造船・機械・應用化學・鑛山・冶金なり。當時工部大學校に於いては、滿六箇年間官舎に寄宿せしめ、下宿を許さず、朝夕の起居總て嚴格なる規律を遵奉せしめたり。

明治十九年三月工藝學部と合併し、帝國大學工科大學となる。

明治六年四月より九月迄に第一期生の募集を終り、爾來就學せしめ、同十二年土木工學科卒業生二名を出し、明治十九年三月合併迄に出したる卒業生數は、四十五名なり。

## 第三節 東京帝國大學工科大學

東京大學の工藝學部と工部大學校と合併し、帝國大學工科大學となれり。修業年限は三箇年にして、其の當時の授業課目は次の如し。

土木工學(古市教授の河海工學と、白石教授の鐵道と橋梁を含む)、衛生工學、數學、應用重學、物理學、蒸氣機關、家屋構造、測地學、地質學、工藝經濟學、土木行政法外に實習、製圖、計畫。明治二十六年九月七日、勅令第九三號を以て、帝國大學分科大學に於ける講座の種類及

び其の數を定められ、土木工學科に四講座(鐵道・河海・橋梁・衛生工學)を設けらる。

明治三十年六月十八日、勅令第二〇八號を以て、帝國大學は東京帝國大學と改稱す。京都に帝國大學を設けらるる爲なり。

明治四十五年頃に於ける授業課目は、先に記載せしものに比して細分せり。其の主要なるものは左の如し。

石工學道路鐵道市街鐵道橋梁河海工學衛生工學數學應用力學熱機關大意機械製造法水力學水力機電氣工學大意建築材料製造冶金學測量測地學地質學地震學建築構造工藝經濟學土木行政法。

明治四十五年七月迄に出したる、土木工學科卒業生總數は、六百七十一名に及べり。

#### 第四節 京都帝國大學理工科大學

京都帝國大學は、明治三十年勅令第二〇九號を以て設置せられたり。蓋し關西に一大學を設置するは、夙に政府の方針なりしかども、之を確定したるは實に明治二十九年、西園寺公望が文部大臣たりし時にして、第九回帝國議會の協賛を得、始めて其の設置を見るに至りしなり。而して理工科大學を開設せられ、土木工學科・機械工學科を設置せられたるは、明治三十年九月にして、其の修業年限は三箇年なり。

第一回土木工學科卒業生を出したるは、明治三十三年七月にして、後、大正三年七月に於

いて理工科大學を分離し、新に工科大學及び理科大學を開設す。

明治四十五年七月迄に、土木工學科より出したる卒業生數は、二百名に達せり。

#### 第五節 九州帝國大學工科大學

明治三十六年、勅令第五四號を以て、京都大學の一分科として福岡醫科大學を設置せられ、是日、九州大學たる素地を造るの道程たり。同四十三年十一月工科大學設立に決し、茲に九州帝國大學の創立を見るに至れり。仍つて明治時代に於いては未だ土木工學科の卒業生を出すに至らず。大正三年七月第一回卒業生として初めて十一名を出せり。

#### 第六節 鐵道建設及び燈臺に關する技術者の養成

明治五年東京、横濱間鐵道開通するや、鐵道寮は電信生徒養成の途を開きたるも、土木方面に至つては未だ技術者の養成に及ばざりき。然るに漸次其の必要を感じし爲、明治十年五月十四日、工技生養成所を大阪停車場内に設け、少書記官飯田俊徳、建築師長セルヴィントン、建築師ホルサムを教師とし、中學卒業程度の試験を以て合格者を定め、數學・測量・製圖・力學・土木學一般機械學大要・鐵道運輸大要を教授する所とせり。

修業年限は別に記録なきも、最初満一箇年間教授を受け、後に試験あり。之に及第するときは、其の成績により、九等技手又は十等技手に任せられ、爾後毎年一回學術試験あり。

三回目の試験を最終とし、毎回試験の成績によりて進級せり。

此の工技生養成所は、明治十五年限り之を閉鎖したり。是當時工部大學校に於いて卒業生を出し、爲に鐵道職員の供給融和するに至りしを以て、自ら其の存在を必要なしとするに因れり。開所以來の出身者は二十四名にして、孰れも技術官として任用せられ、漸次傭外國人に代り其の職務に就くに至れり。

又、工部省燈臺寮に於いても技術者の養成を爲せしが、幾許もなく工部大學校へ引継ぎたり。

## 第七節 札幌農學校

明治九年七月、米國マサチュー・セツツ州農學校の規模に則り、大に改正を加へ、農學及び之に關する必要諸學科を教授し、修業年限を四箇年とし、卒業生に農學士の學位を授與するの制を定めらる。又豫備科(修業年限三箇年)を創設し、本科に入るの階梯となす。

八月、札幌學校を札幌農學校と改稱す。  
明治二十年三月校則を改正せられ、新に工學科(土木)を設け、又豫科を置き、本科に入るの階梯となす。明治二十二年十月、農工學科を卒業したるものは、其の學科に從ひ、農學士又は工學士と稱することを得しめらる。

明治二十九年六月、校則改正に依り、從來設置の工學科及び豫科を廢止せらる。

明治三十年五月校則を追加し、土木工學科を設置せらる。學科は高等工業學校程度なり。

明治三十二年五月、校則中追加し、土木工學科入學程度を高む。

明治三十四年八月、校則中改正し、土木工學科森林科の程度を高め、中學卒業生を入學せしむ。

明治三十六年に實業專門學校と規定せらる。

明治三十八年三月、土木工學科を卒へたる者は工學得業士と稱することを得しむ。

明治三十年迄に卒業せしもの十六名。同三十三年より明治四十五年七月に至る迄に卒業せしもの、百八十七名に達す。

## 第八節 第三高等學校工學部

明治二十七年六月二十三日勅令を以て、第三高等中學校を第三高等學校と改稱し、九月十一日より實施せられ、尋いで文部省令を以て、第三高等學校に法學部・醫學部・工學部を設置せらる。修業年限は、法醫・工の各專門學部を四箇年とし、其の入學程度は、尋常中學校卒業の程度によることと定めたり。工學部に於いては土木工學・機械工學を教ふることとす。

明治三十一年七月、二十七名の卒業生を出したるも、土木工學・機械工學の生徒は、同

二十九年より新募せざりしを以て、同三十二年七月、二十五名。同十月に二名を出したるのみにて、結果第三高等學校工學部土木學科卒業生全數は五十四名なり。

## 第九節 第五高等學校工學部並に熊本高等工業學校

明治三十年四月、第五高等學校々長中川元の建議により、第五高等學校工學部創設せられた。入學者は尋常中學校卒業程度とし、修業年限を四箇年とし、學科は土木・機械の兩科なり。創立以來九年の歲月を経、明治三十九年工學部を第五高等學校より分離し、熊本高等工業學校と改稱す。

明治三十四年第五回卒業生五名を出し、同四十二年迄の總數百二十二名なり。又、熊本高等工業學校の卒業者は、明治四十五年七月迄に百十三名に達す。

## 第十節 名古屋高等工業學校

明治三十八年三月二十八日、勅令第九六號を以て、文部省直轄諸學校官制中に追加せられ、創めて設置せらる。同九月一日より授業を開始し、土木科建築科機械科色染科を置く。

明治四十一年七月第一回卒業式を行ひ、五十四名の卒業生を出す。内、土木科二十一名なり。明治四十五年四月迄に土木科卒業生百十四名に達す。

## 第十一節 仙臺高等工業學校

明治三十九年三月二十九日、勅令第四一號を以て文部省直轄諸學校の一として設立を公布せらる。土木工學科・機械工學科・電氣工學科を置く。明治四十三年第一回卒業生二十六名を出せし以來、同四十五年迄に至る總數は七十七名なり。

實業専門學校程度にて土木學科を有するもの

業仙業熊工名土札 學臺學本業古木幌 校高校高學屋工農 等 等校高學學 工 工 等科校	名 稱	入 學 資 格	修 業 年 限	創 立 年 月
同 同 同 中 上 上 上 學 上 上 上 卒業 上 上 上 以上			三	
同 同 同				三〇年
上 上 上 年				
三 九、 四 三 五	三 八、 五	三 八、 五	三 八、 五	五月
				迄明 治四 十 者五 數年
七 七	一 〇 八	一 三 六	一 八 七	

### 第三章 普通教育

明治維新直後に於いて土木技師を海外より招聘すると共に、之を輔佐するところの技手なき爲、之も亦、必要に應じ海外より招聘し、猶ほ不足を補ふ爲には、舊慣工事の經驗者を用ふるか、或は實地に於いて技術を習得せしめ、僅に用を辨じ來りしも、漸次土木工事の増加するに従ひ、之を養成する土木科普通教育機關の必要益加はり來れり。之に對し近藤塾率先して測量手の養成を爲し、續いて一般土木技手として必要な教育を開始す。之本邦土木科普通教育の創始にして、時に明治十九年なりし。之に後ること年餘にして工手學校創立せられ、土木科の外に工學一般の各學科の技手養成を爲せり。其の後十餘年を経て、各地に此の種の學校創立さる。其の入學程度は尋常小學校卒業程度のもの普通にして、修業年限は二箇年前後なるもの多し。此の種の學校は總て私立なり。又、岡山工業學校に於いては土木科を設け、技手の養成を爲す。修業年限四箇年にして私立のものより長し。後、大正年代に入り府縣立工業學校に土木科を設くるもの漸次増加し、大正十五年四月現在にて十九校に達せり。

次に記する學校は、明治年代に卒業生を出したる主なるものにて、明治の末期及び大正に入りてより創立せられたる私立のものは省略す。

#### 第一節 岡山工業學校

當初、普通教育機關として攻玉社及び工手學校創始せられし時代に於いては、高等教育としては大學校のみなりし爲、兩者の教育程度の差、餘りに大なりしも、其の後、高等學校工學部又は高等工業學校程度のもの開始され、稍々兩者の差減じたるも、猶ほ土木科普通教育の程度低きに失するの嫌ありたり。故に高等科を設け、教育程度の向上を計り、大正年代に入り更に入學程度を高め、或は修業年限を延長して此の差を減ずるに至れり。

#### 第一節 攻玉社工學校

工業學校程度にして、明治時代唯一の官立學校は、岡山縣々立岡山工業學校とす。創立は明治三十四年十月にして、入學程度は高等小學校卒業、修業年限は四箇年なり。土木學科の外に機械・應用化學を併設し、明治四十五年迄に出したる土木卒業生總數、百五十八名なり。

攻玉社は、文久三年癸亥年、舊鳥羽藩士近藤眞琴の創立する所にして、初め江戸四谷の藩邸内に家塾を開き、攻玉塾と號し、専ら蘭學・數學・航海術の三科を教授したり。

明治八年九月航海測量練習所を設け、専ら航海測量及び船具運用術を教授し、以て海員を養成す。後、之を商船學と改む。同九年夏、社中建議者あり。曰く、本社は數學全般を教

授し、且、商船費の設ありて海上測量を教ふれども、陸地測量術を教ふるの設備なし。此の缺點を補はんが爲、宜しく青年生の有志者に別科として此の術を教授すべしと。議遂に決す。乃ち此の科を設け、社員田尻運造教授を掌り、始めて此の學科を置く。是現今の工學校起原にして、時に此の科の希望者二十五六名あり。其の後、盛衰常なく、生徒の數三十名に上ることあり。又僅に七八名に下りしことありと雖も、能く連續して廢するに至らざりし。

同十四年三月三十日火災に罹り校舎鳥有に歸す。九月校舎再築全く成る。是に於いて改めて攻玉社と稱す。尋いで陸地測量練習所の課程を定め、之を分ちて本科及び速成科とし、本科は更に之を豫科前期。後期。本科前期。後期の四期とし、一期六箇月。通じて二箇年を以て卒業せしめ、別に高等科を置き、學期を定めて測量の理論を講ず。外に速成科を置き、之を二級に分ち、各級を通じて六箇月とし、一箇年を以て卒業せしむ。當時の設置斯くの如しと雖も、本科を修むるものなく、總て速成科を修むる者のみなりき。

同十七年十二月、本社内に一舍を新築し、測量練習所を茲に移し、且、校名を量地蠶と改稱す。

同十九年二月、蠶長奈良茂智より、時勢の進運に従ひ、土木學を兼ねて教へざれば、將來生徒を誤るの虞ありとの建議あり。乃ち之に基づき、同七月倉田吉嗣を聘して土木學教授を嘱託す。之土木學を教授したる初めとす。

同二十一年七月、本蠶を土木科と改稱し、専ら土木に從事せんとする技手を養成す。學級を分ちて本科及び豫科とし、本科は初級。中級。上級の三級となし、各六箇月を以て一學級を了り、通じて二箇年を以て卒業せしむ。別に選科生及び聽講生を置く。

同二十一年七月、始めて土木科卒業生二名を出す。爾來同四十五年六月迄に二千五十名の卒業生を出せり。

明治三十四年十二月土木科を工學校と改稱し、高等科(後、之を研究科と改む。)を置き、修業年限を六箇月となし、本科卒業生の尙進んで高等の學理を研究せんとするもの爲にす。同三十五年六月、第一回に於いて十九名の研究科卒業生を出したる以來、同四十五年六月迄に二百六十一名を出せり。

尙ほ、明治三十九年度、四十年度に亘り、農商務省の委託に依り耕地整理技術者講習所を設け、四回に三百十名の卒業生を出せり。

### 第三節 工 手 學 校

明治二十年の頃我が國には、工業に關する學校極めて少なく、一二官立の學校ありたりと雖も、是等は高尚なる専門の技師を養成するを方針とし、實科の任務に當るべき工手を養成する機關に非ざりき。(土木科のみは攻玉社にて養成す。)時の大學總長渡邊洪基之を慨し、會つて此の不備を補ふべき學校創設の意あり。一日其の旨を大學教授辰野金吾

に傳へ、同年十月五日工學會常議員會に於いて之を諮らしめたるに、滿場一致之に賛成せり。仍つて同年十月三十一日創立協議會を工學會事務所に開き、當日の出席者、石橋絢彦（土木）井口在屋（機械）巖谷立太郎（鐵山）大井才太郎（電氣）辰野金吾（造家）中村貞吉（化學）中野初子（電氣）栗本廉（鐵山）山口準之助（土木）古市公威（土木）藤本壽吉（造家）三好晋六郎（造船）水上彥太郎（機械）杉村次郎（鐵山）の十四名を發起人となし、學校の組織は土木・機械・電工・造家・造船・探鑛・治金・製造・舍密の八學科とし、課程は悉皆邦語を以て教授し、一學科は一箇年半を以て卒業せしむることに定め、渡邊洪基を創立委員長に推す。同年十一月八日地學協會々館に會し、諸規則を制定し、渡邊洪基を特選管理長に、中村貞吉を校長に推薦し、諸般の施設漸く其の緒に就き、當時木挽町に設置したる商工徒弟講習所を借受け假校舎に充て、同二十一年一月二十三日初めて豫科の生徒を募集せり。志願者八百餘名、内試験に由りて入學を許可せし者二百二十八名あり。乃ち同年二月六日を以て愈々開校の式を舉ぐ。

明治二十一年五月七日、京橋區南小田原町四丁目八番地元築地病院の敷地及び建物を購入し、同時に教室の増築を成し、同年九月八日移轉式を舉ぐ。

明治二十二年七月七日第一回卒業式を舉行す。卒業生百二十一名、其の内土木學科是最も多數を占めて二十九名なり。

明治二十九年二月九日、第十四回卒業式の當夜、不幸にして校舍火災の厄に罹りたるも、當事者の努力と社會の同情とに依り、忽ち復舊し、明治四十五年七月迄に土木學科卒業生の協賛を求めしは、明治三十年四月五日なり。

二千八十八名を出せり。

#### 第四節 岩倉鐵道學校

日清戰後の國運隆盛は、延いて經濟界に及び、隨つて交通運輸の頻繁は、軽て鐵道事業の勃興を見るに至り、其の從事員俄然として日に月に多きを加へ、動もすれば不足缺乏を告ぐるの狀あり。笠井愛次郎窮に之を慨し、此等從事員養成の目的を以て、一箇の鐵道學校を創立せんと、野邊地久記、井口在屋、玉木辨太郎、栗塚又郎、岸金三郎、菅原恒覽、吉野又四郎等の協賛を求めしは、明治三十年四月五日なり。

同年同月二十三日創立認可を得たるを以て、野邊地久記を推して校長と爲し、笠井愛次郎自ら主監の任に當り、生徒百三十八名の一團を以て、先づ創立の實を行ひ、學科を技術、職員の二部に大別し、更に技術部を軌道橋梁隧道（以上二科を併稱して土木科と云ひ、後に建設科と改む）。造家・發動機・汽車・電機・電鐵建築の七科に職員部を經理驛務通信の三科に區分し、各科修業年限を一箇年と定め、同年六月五日神田區錦町所在私立神田中學校々舎の一部を借りて開校式を舉行す。（明治三十二年十二月二十八日に上野公園内學習院元分院の校舎を購入し、之に移轉し、明治三十四年七月三十日、下谷區上車坂町に校舍新築落成の上、移轉す。）

明治三十一年三月二日學則を改め、豫科、本科及び選科の三科とし、豫科は本科に入るの

階梯として豫修に備へ、本科は之を技術、職員の二部に大別し、選科は生徒の希望に隨ひ本科、各科の一、若くは二三を選修する所と爲し、別に年限を定めず。(明治三十三年十一月十三日高等科を設置し、本科卒業の上、一箇年修業する程度とす。又、明治三十四年八月二十八日學則を改め、豫科、本科を併合して正科と稱す。修業年限を二箇年とし、選科は之を全廢す。)

明治三十六年十一月十六日、日本鐵道會社有志株主代表者曾我祐準より牒告するに、豫ねて同有志株主に於いて岩倉神社創建の企劃趣旨の下に醸集せられたる資金を、轉じて之を本校基金に充用せらる可き旨を以てしたる故に同年十二月十一日定款變更の件を文部大臣に申請すると同時に、基金寄附附帶條件に従ひ、校名を岩倉鐵道學校と改め、岩倉具定を總長に推戴す。明治三十一年五月十日第一回卒業證書授與式を擧行し、卒業生六十七名を出せり。内、土木科卒業生は二十七名にして、爾來明治四十五年三月に至る迄高等科建設科八十四名、本科建設科七百八十六名なり。

## 第五節 關西商工學校

明治三十五年八月十五日平賀義美、沖野忠雄、岡胤信の三名により創立せらる。學科は商業高等科・土木科・機械科・建築科・電工科・造船科・紡織科・商業科を有し、東京に於ける築地工手學校に對し、大阪市内に於いて技手養成の一大學校なり。程度は東京の工手學校と同様にして、明治四十五年迄に出したる土木科卒業生數は四百二十一名なり。

## 第六節 商工學校

明治三十六年三月一日山下谷次創立す。入學程度は豫科一期には小學卒業者、本科一期には豫科修業者、若くは中學卒業又は師範學校卒業者とし、修業年限は豫科一箇年半、本科一箇年、高等科半箇年、計三箇年なり。

明治四十五年四月一日迄に土木科卒業者總數は百六十八名に達せり。

## 第七節 東亞鐵道學校

明治三十七年六月一日、鐵道業務に必要なる學科を教授する目的を以て、設立者土山栄東亞鐵道學院を熊本市外坪井町に設立す。(同四十年四月十三日熊本市外本莊村に移轉し、校名を同月一日より私立東亞鐵道學校と改稱す。)

當初土山栄自ら院長として之が經營に當りしが、明治三十八年二月二十八日堀勝太院長に就任す。

學科は建設科(後土木科と改稱す)、業務科の二科を設け、豫科一箇年、本科二箇年の修業年限とす。

明治三十八年六月に八名の建設科卒業生を出せし以來、明治四十五年三月迄に百二十

三名を出せり。

大正四年卒業のものを最終とし當分土木科の募集を中止す。

## 第八節 中央工學校

創立者は松本小七郎にして、明治四十二年十月二十一日に開始す。入學資格は本科一期には高等小學卒業生程度とす。又高等科には本科卒業と同程度とし修業年限は本科二箇年、高等科一箇年なり。

明治四十五年七月迄の土木科卒業生は七十三名なり。

(完)